〇 室蘭市公設地方卸売市場業務条例 新旧対照表

(平成21年条例第20号)

萷

改

(市場の名称、位置及び面積)

第2条 市場の名称、位置及び面積(次項の施設の面積を含む。)は、次のとおりとする。

Œ

後

名称	位置	面積
室蘭市公設地方卸	室蘭市東町3丁目	31, 016. 5
売市場	1番12号	9平方メートル

2 (略)

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、<u>午前2時から午後5時</u>までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知してこれを臨時に変更することができる。

2 (略)

(仲卸業者の数の最高限度)

第14条 仲卸業者の数の最高限度は、7とする。

別表

種別	使用料率及び額	
卸売業者市場使用料	卸売金額(当該金額に課される消費税及 び地方消費税に相当する額を含まな い。)の1,000分の5	
卸売業者売場使用 料	1月1平方メートルにつき 670円	
仲卸業者市場使用 料	仲卸業者が第38条第1項ただし書の 規定により買い入れた物品の販売金額 (当該金額に課される消費税及び地方 消費税に相当する額を含まない。)の1 00分の3	
仲卸業者売場使用 料	1月1平方メートルにつき <u>3,300</u> 円	
関連事業者売場使 用料	1月1平方メートルにつき 1,500 円	
買荷積込所使用料	1月1平方メートルにつき <u>510円</u>	
業者事務室使用料	1月1平方メートルにつき <u>2,350</u> 円	
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,010</u> 円	
空地使用料	1月1平方メートルにつき 105円	
冷蔵庫使用料	1月につき 1,700,000円	
会議室使用料	1回 (3時間以内) につき 500円	
その他施設使用料	市長がその都度定める。	

備考 (略)

(市場の名称、位置及び面積)

改

第2条 市場の名称、位置及び面積(次項の施設の面積を含む。)は、次のとおりとする。

Œ

名称	位置	面積
室蘭市公設地方卸	室蘭市日の出町2	74,483平方
売市場	丁目3番1号	メートル

2 (略)

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、<u>午前0時から午後12時</u>までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知してこれを臨時に変更することができる。

2 (略)

(仲卸業者の数の最高限度)

第14条 仲卸業者の数の最高限度は、15とする。

別表

ern.i	H. Halal da H. Lablet	
種別	使用料率及び額	
卸売業者市場使用	卸売金額(当該金額に課される消費税及	
料	び地方消費税に相当する額を含まな	
	い。)の1,000分の5	
卸売業者売場使用	1月1平方メートルにつき 210円	
料		
仲卸業者市場使用	仲卸業者が第38条第1項ただし書の	
料	規定により買い入れた物品の販売金額	
	(当該金額に課される消費税及び地方	
	消費税に相当する額を含まない。) の1	
	00分の3	
仲卸業者売場使用	1月1平方メートルにつき 1,050	
料	<u> </u>	
関連事業者売場使		
用料	円	
買荷積込所使用料	1月1平方メートルにつき 200円	
業者事務室使用料	1月1平方メートルにつき 735円	
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 315円	
空地使用料	1月1平方メートルにつき 105円	
冷蔵庫使用料	1月につき 1,500,000円	
会議室使用料	1回 (3時間以内) につき 500円	
その他施設使用料	市長がその都度定める。	

備考 (略)